

1 社会保障・税番号制度への対応について

社会保障・税番号制度の運用まで1年半となったが、県の情報システムの整備に関する推進体制の状況と進捗状況を伺う。

まず、社会保障・税番号制度への対応についてお答えをいたします。

本制度の運用まで残すところ1年半となりましたけれども、国からはロードマップは示されておりますものの、現時点におきましても、県の既存の業務システムと国の「情報提供ネットワークシステム」の接続に係る詳細情報が示されておらず、また、システム構築に関する財源も十分に措置されていない状況にあります。

このため、国に対し、全国知事会等を通じて、情報の早期提供や十分な財源措置について、継続して要望活動を行っているところです。

こうした中であっても、県といたしましては、国から接続に係る情報が示されるなどの条件が整えば、直ちに県の業務システムの構築・改修に着手できるよう、万全な準備を整えていくことが必要であると考えています。

このため、本年4月に、情報企画課を中心に、社会保障や税など複数の関係課による部会を設置し、その下で県と国のシステムを接続する新たな連携システムの構築や、個人番号を取り込むための既存システムの改修に向け、具体的な作業工程や個人データの取り扱いに係る技術的方策等について検討を重ねているところであります。

また、都道府県の間でのシステム共通化等について、情報交換や協議を実施し、各都道府県のシステム構築の経費や作業工程の軽減に向けての検討も行っております。

県といたしましては、引き続き国に対し、情報の早期提供等について強く働きかけを行うとともに、効果的な庁内システムの構築に向けて協議を重ね、社会保障・税番号制度の円滑な導入に努めてまいります。

2 ビッグデータの利活用について

民間が保有するビッグデータと行政機関が保有する公共データを有機的に結び付け、活用することで県経済の発展や県民の安心・安全に寄与するものとする。県の各種施策を推進するため、ビッグデータの利活用を検討することも重要と考えるが、所見を伺う。

次に、ビッグデータの利活用についてのお尋ねであります。

近年の情報通信技術の進展により、例えばインターネットによる商品の購入情報や、携帯電話による位置情報、交通機関の利用による乗降記録など、個人に関する情報を含む多種多様で大量の情報、いわゆるビッグデータがネットワーク等を通じて、収集・利用できるようになり、これらの情報を活用することで、新たなサービスやビジネスモデルの創出など、幅広い可能性が生まれてきております。

既に民間におきましては、自社ホームページでの閲覧履歴や、商品の購入履歴などから、消費者の消費行動を分析し、新たな購買意欲を喚起していくなど多くの取組が始まっております。

自治体におきましても、携帯電話の位置情報から帰宅困難者数を推計し、防災対策に役立てる事例もあり、今後、行政におけるビッグデータの利活用については、リアルタイムに住民のニーズやトレンドを把握することなどにより、効率的

な政策決定や、施策の推進に活かしていくことができるものと期待されます。

その一方で、個人情報やプライバシーの保護の観点からの様々な課題も指摘されておりますことから、現在国のIT総合戦略本部において、個人情報保護法の改正を含む新たなルールづくりが検討されているところであります。

県といたしましては、こうした国における検討の状況等を注視するとともに、お示しのありました先進的な取組事例等も参考にしながら、ビッグデータの利活用について研究してまいりたいと考えています。

3 クルーズ船の誘致について

外国人旅行者が興味・関心を示しているものの一つは、島々の風景が美しい瀬戸内海といわれており、本県の海洋資源を活用した観光振興を図り、ブランド力・競争力の強化が大切と考える。

公明党は、本年2月に「瀬戸内海フォーラム」を開催し、瀬戸内沿岸7県の広域連携でその資源を生かす重要性を議論した。

本年4月以降、「カレドニアン・スカイ」や「ぱしふいっく・びいなす」などが本県に寄港し、歓迎行事も企画され、観光PRに力を注いでいる中、産業戦略部にクルーズに関するワンストップ窓口を設置されるなど、県の取組に対して、私は大変期待している。

そこで尋ねるが、東洋のエーゲ海とも称される美しい瀬戸内海等の本県が有する資源を活用しながら、クルーズ船誘致を積極的に進めていくことが重要と考えるが、所見を伺う。

曾田議員の御質問のうち、私からはクルーズ船の誘致につ

いてのお尋ねにお答えします。

クルーズ船については、世界的な市場の拡大や船舶の大型化を背景に、国内外ともに利用者が増加しており、寄港による地域経済への波及効果も期待されています。

本県は、多くの良港を抱え、その背後に多彩な観光資源を有するとともに、多島美などが魅力の瀬戸内海と、変化に富んだ海岸線の日本海という趣の異なる2つの海に面しており、こうした本県特有の強みを活かせるクルーズ船の誘致は、新たな交流人口の拡大と観光振興につながる有効な手段と考えています。

このため、産業戦略本部会合における意見等を踏まえ、このたびの「やまぐち産業戦略推進計画」改定案に、クルーズ船の誘致推進プロジェクトを創設したところです。

今後、このプロジェクトに沿って、官民一体で誘致活動を進めている市町等とも連携し、クルーズ船寄港の倍増に向け、今回の補正予算も活用しながら、戦略的な取組を行ってまいります。

具体的には、まず、全県的な推進体制を整備することとし、お示しの、ワンストップ窓口の設置に続き、県の関係部局や市町等で構成する「クルーズやまぐち協議会」を、近く、設置します。

そして、こうした体制の下で、誘致活動を強力に推進することとし、大河ドラマの放映や世界文化遺産登録への動き、さらには、明治維新150年に向けて本県の注目度が高まるこの好機を活かしながら、船舶会社等に対し、海外見本市への出展等による情報発信やセールス活動を展開してまいります。

さらに、継続的な寄港に繋げるため、地域住民も参加した

「おもてなし」ができるよう、港湾施設の一般開放を検討するとともに、これまで実績のない、7万トン級以上の大型クルーズ船の県内入港を実現するための寄港環境の整備を進めてまいります。

なお、お示しの、瀬戸内海の豊かな資源を活用した各県連携の取組については、7県で構成する「瀬戸内ブランド推進連合」において、広域クルーズ事業に取り組むこととし、9月にも、岩国市柱島への寄港を含む周遊クルーズを実施する予定です。

私は、地元市町や港湾・観光等の関係機関と一体となって、瀬戸内各県との連携も図りながら、新たな観光戦略であるクルーズ船の誘致に積極的に取り組んでまいります。

その他の御質問については、関係参与員よりお答え申し上げます。

4 水資源の保護について

水循環基本法の成立を受け、県においても、水循環に関する施策に関して、国や他の自治体とともに自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務を有するとされているが、今後どのように水資源の保護を進めていられる考えか。

次に、水循環基本法の成立を受け、今後どのように水資源の保護を進めていくかのお尋ねであります。

本県の豊かな自然環境を育み、生活や産業を支える水資源は県民共有の貴重な財産でありますことから、県では健全な水循環を確保していくために、やまぐち森林づくり県民税を活用した水源涵養、水環境の保全・創造、水質浄化対策など

を総合的に進めているところであります。

こうした中、水循環の重要性に鑑み、このたび成立した「水循環基本法」においては、国が水循環の維持、回復に関する施策を集中的・総合的に実施し、地方公共団体は、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を講ずることとされております。

国におきましては、本日付で、そのための推進組織として「水循環政策本部」が設置されたところであり、今後、法に定める水循環基本計画の策定が進められる中で、推進方針や具体的な施策などが明らかになってくることとなります。

県といたしましては、こうした国の動きを注視し、情報収集に努めながら、地域の特性や実情を踏まえた効果的な施策について、積極的な検討を進めていきたいと考えております。

5 県立図書館の充実について

図書館は役所と違い、県民の方が気軽に訪れられる場所であり、また、様々な年齢層の方々が利用される。県立図書館が県政の情報発信基地として、また国民共有の財産である国立国会図書館に所蔵されている資料を閲覧できる場所として、そして、県内公立図書館の中心拠点となりうる図書館として、どのように充実・発展に取り組まれるのか、所見を伺う。

県立図書館の充実についてのお尋ねにお答えします。

県立図書館は、県民の皆様に多様な学習機会を提供するとともに、学術研究活動の支援や県内図書館の連携等を推進する役割を担っていることから、お示しのよう、「県政の情報発信」や国立国会図書館資料の閲覧の場として、また、「県内公立図書館の中心拠点」としての機能の充実が求められて

います。

このため、お尋ねの「県政の情報発信」に関しましては、「ふるさと山口文学ギャラリー」や「明治維新人物ギャラリー」のほか「仕事と暮らしのフロア」の設置などにより、広く県民の皆様に対し情報を提供するなど、特色ある図書館づくりに取り組んでおります。今後は、福祉や医療、環境など幅広い分野について、各部局との連携を一層密にし、こうした取り組みをさらに充実してまいります。

また、国立国会図書館資料の閲覧の場としては、お示しの「図書館向けデジタル化資料送信サービス」を本年4月、県内で初めて利用開始したことから、今後、積極的なPRを行い、普及に努めるとともに、国会図書館の豊富な資料と情報をもとに、学術的・専門的なレファレンス機能の強化を図り、県民の皆様の調査研究活動等を支援してまいります。

さらに、「県内公立図書館の中心拠点」としては、より多くの県民の皆様が読書に親しむことのできる「読書のバリアフリー化」や県内の図書館相互のネットワーク化、県内公立図書館の職員を対象とした研修などに取り組んでいるところです。今後は、こうした取り組みをさらに充実させるとともに、本年3月に策定した第3次の「山口県子ども読書活動推進計画」に基づき、県内の公立図書館はもとより、家庭、地域、学校等とのネットワークづくりにも努めてまいります。

県教委といたしましては、今後とも、利用者の代表や学識経験者等で構成する「図書館運営協議会」の御意見や他県の状況も踏まえ、県民の皆様が質の高い図書館サービスを享受できるよう、県立図書館機能の充実・発展に取り組んでまいります。

6 歩車分離式信号の整備促進について

歩車分離式信号機の有効性、そして整備の方向性をどのように考えておられるか、所見を伺う。

歩車分離式信号機についてのご質問にお答えします。

歩車分離式信号機は、信号交差点において、道路を横断する歩行者、自転車と車道を走行してくる車両との交通事故を防止するため、双方が交差しないように信号機の表示を制御するもので、県内では、議員ご指摘のとおり、平成25年度末現在、全ての信号機の約2.7%を占めます77箇所の交差点に歩車分離式信号機を設置して運用しているところです。

設置効果につきましては、平成24年度に歩車分離式信号機を導入した12箇所の交差点について、道路横断中の歩行者、自転車が被害にあった人身事故を導入前の5年間で調査したところ、1年平均で3.4件の発生であったのに対し、導入後1年間では、1件の発生にとどまっており、一定の効果が認められたものと考えています。

その一方で、歩車分離式信号機は、車両の信号待ち時間が長くなり、新たな渋滞が発生するなどの影響も考慮する必要があります。

今後の整備計画につきましては、警察庁が示した、平成26年度末までの整備目標率3%に基づき、3箇年計画で整備を推進しており、今年度中にこの目標を達成する見込みとなっておりますが、その導入にあたっては、横断歩行者や車両の交通状況、通学路などの付近の環境、地域住民の意見等を踏まえながら検討してまいります。